

白石・福富・有明3町合併協議会規約に 基づき3町の長が協議して定める事項

白石・福富・有明3町合併協議会規約（以下「規約」という。）の関係各条において、町長が協議して定めるとされている事項について、3町長で次のとおり協議した。

1 会長及び副会長の選任（規約第6条）

- (1) 会長に 喜多 輝昭（福富町長）を選任する。
- (2) 副会長に 小池 善夫（有明町議会議長）を選任する。

2 学識経験者の選任（規約第7条）

学識を有する者として次のとおり委員を選任する。

	氏 名	氏 名	氏 名
白 石 町	香 月 幸 雄	北 村 美 佐 子	副 島 正 典
福 富 町	堤 熊 雄	龍ヶ江 淑 子	片 淵 一 吉
有 明 町	樋 口 和 敏	古 賀 キヨミ	高 尾 茂
県	市町村課長の職にある者		

3 事務局職員（規約第13条）

- (1) 事務局職員は、事務局長1人、事務局次長1人、事務局員6人とし、白石町から3人、福富町、有明町から各2人を充てることとする。
- (2) 事務局次長は、佐賀県職員から派遣された者をもって充てるものとする。

4 白石・福富・有明3町合併協議会経費の負担（規約14条）

白石・福富・有明3町合併協議会経費の負担割合は、均等割及び人口割とし、その割合は50:50とする。

5 監査委員の選任（規約第16条）

監査委員として次のとおり委員を選任する。

	氏 名
白 石 町	福 地 弘 男
有 明 町	陣 内 護

平成15年10月17日

白石町長 山崎 昭維

福富町長 喜多 輝昭

有明町長 片淵 弘晃